

生徒心得

明るく元気な校風をつくろう。

ひとりひとりの行動の全てが起工高生の行動となることを自覚しよう。

悲しい交通事故をなくすために互いに交通安全に気をつけよう。

(1) 学校生活

ア 基本的な生活習慣を整え、明るく正しい生活を送りましょう。

イ 登校後は当日の授業終了まで校外に出てはいけません。

ウ 8:35までに登校し、着席して朝のSTを受けましょう。

エ 遅刻や欠席をする場合は、保護者から学校へ電話または欠席連絡システムにて連絡してください。

オ 朝のSTに遅刻したときは、生徒指導部で入室許可証を発行してもらい教室に入ってください。

カ 早退や、やむを得ず一時外出する場合は、生徒必携の諸届欄に必要事項を記入して学級担任の許可を得てください。

キ 学校に不必要なものや危険物は持ち込んではいけません。

(2) 登下校

ア 交通マナーや車内マナーを守り、安全に気を付け登下校してください。

イ 自転車で通学する場合は、自転車通学規程に従ってください。

(3) 服装・身なりについて

身だしなみはあなたの人柄を表します。清潔でさわやかに整えることを心掛けましょう。

ア 制服

○ 詰襟学生服タイプ(令和6年入学生まで)

- ・ 黒の標準型詰襟学制服。
- ・ 襟の右に科章、左に校章をつける。
- ・ 制服の下は白のワイシャツを着用する。
- ・ 夏は学校指定の開襟シャツを着用する。
- ・ ズボンは夏冬とも長ズボンとし、極端に幅の広いものなど異形なものは禁止します。

○ セーラー服タイプ

- ・ 黒または濃紺のセーラー服で襟に白線3本が入ったもの。

- ・スカートはひだ入りタイプ。
- ・胸に紺または黒のスカーフを結ぶ。
- ・左胸のポケットの上に校章、右襟の白線の上に科章をつける。
- ・夏服は白の半袖または長袖セーラー服、紺のカラー(襟)に白線 3 本を入れる。
- ・胸当てを付け、紺または黒のスカーフを結ぶ。

○ ブレザータイプ(令和7年度～)

- ・本校指定のブレザー、ワイシャツ、ズボンまたはスカート、ネクタイまたはリボンを着用する。
- ・ブレザーは一宮市の公立中学校のものも着用可。
- ・夏は本校指定のポロシャツか指定のワイシャツを着用する。
- ・2年生以降は左襟に科章をつける。

イ 防寒着について

- 冬季(一定期間)は登下校時、制服の上に防寒具を着用してもよい。
- コート、ジャンパー、カーディガンまたは部活動で揃えたものを認めます。
- 革ジャン、Gジャン、革コート、耳あては認めません。

ウ 通学靴について

- 革靴または運動靴とし、ヒールの高い靴やスリッパ・サンダルでの登校は認めません。
- 登校後は指定のスリッパを使用する。

エ 頭髪やその他の身だしなみについて

- 端正で清潔感のある頭髪とする。
- パーマ、エクステンション、毛染、脱色等は禁止します。
- 化粧、マニキュア、指輪、ピアス、ネックレス、タトゥーは禁止します。

(4)その他

法令に反する行為、社会規範・校則に反する行為、学校の規律を乱す行為などの問題行動があった場合に、その後の学校生活を健全に過ごせることを目的に、特別な指導を行うことがあります。あらかじめ本校の規則や各種規程に目を通しておいってください。

自転車通学規程

自転車通学を希望する場合は、道路交通法を遵守し、交通マナーを守り、事故を起こさないようにすること。

自転車通学者の条件

- (1) 通学自転車を学校に登録し、登録ステッカーを貼付すること。
- (2) 登録する自転車は、防犯登録を済ませること。
- (3) 事故に備えて保険に加入すること。
- (4) 日頃から自転車の整備、点検を心掛けること。
- (5) 2人乗り、並列運転、傘さし運転、ヘッドホンやイヤホンをしての運転はしないこと。
- (6) 自転車乗車時はヘルメットの着用を心掛けること。
- (7) 自転車は指定された駐輪場に駐車すること。
- (8) 通学時間にゆとりを持ち、より安全な通学路を選ぶこと。また、横断の際は信号機のある交差点や自転車横断帯を通行すること。
- (9) 電動キックボード等での通学は認めません。

表彰規程

- 1 学校は、他の模範となる善行のあった者、生徒会、部活動その他生徒会活動の発展、向上に著しい貢献をした者について表彰する。

車の免許取得に関する規程

1 一般的な規程

在学中は、車（原付、自動二輪、普通自動車）について次のことを守ること。

「免許を取らない。車は買わない。車に乗らない。他人の車に乗せてもらわない。」

原動機付自転車、自動二輪車等の免許証の取得ならびに乗車は絶対にしないこと。

2 普通自動車の免許取得について

- (1) 本人・保護者・担任と相談のうえ、別紙の許可願を提出して、担任・生徒指導部の許可を得ること。
- (2) 学業にさしつかえないこと。自動車学校の入校は第3学年第2学期指定日以降、免許取得は第3学年第3学期卒業式以降とする。

アルバイトに関する規程

1 一般的な規程

原則として禁止する。但し経済的事情等でやむを得ず行う場合は必ず担任と相談し、学校の許可を受けること。

2 禁止項目

- (1) 成績不振者
- (2) 盛り場などの不健全な事業所等
- (3) 夜間（20：00以降）
- (4) 部活動に妨げのあるもの
- (5) 収入の使途が不適当なもの
- (6) 夏休みのアルバイトが通算して20日間以上にわたる場合
- (7) 住込みアルバイト

3 許可願

家庭の事情等やむを得ずアルバイトを希望する生徒は、所定のアルバイト許可願を提出し担任、部顧問、生徒指導部の許可を得なければならない。

携帯電話・スマートフォンに関する規程

校内での携帯電話・スマートフォンは、マナーを守った使用を心掛けること。

1 校内での扱いについて

- (1) HRでの授業中は電源を切り、鞆にしまう。
- (2) 教室移動の際は紛失防止のため身に付けておくこと。
- (3) 廊下での使用や、ながらスマホは禁止とする。
- (4) 使用できるのは、HR教室内と担当職員が許可している場合とする。
- (5) ゲーム機として使用しない。

2 違反した場合の指導

授業中に呼び出し音が鳴った場合、授業中に机の上に置いていた場合、許可されていない場面での使用があった場合は下記の指導をする。

1回目 3日間の預かり指導、保護者連絡

2回目以降 保護者呼び出し、保護者へ返却する。

3 SNS・カメラ機能の使用について

- (1) マナー、モラル、エチケット、法律、一般的な常識を守って使用する。
- (2) 誹謗・中傷・いじめ・嫌がらせ・他人に嫌な思いをさせる・法律違反等をしない。また個人情報情報の流布、人権侵害をしない。
- (3) 原則として校内での写真・動画の撮影・録画・録音は禁止する。

校則見直しガイドライン

1 基本方針

- 生徒の基本的人権を守り、生徒の成長や学校生活に必要な校則となるように見直す。
- 生徒が意味を理解して自主的に守ることができる校則になるように見直す。
- 生徒が校則について自ら考え、意見を反映していく仕組みを構築する。
- 校則を Web ページに掲載して公開する。
- 校則見直しに係る手順を明文化し公開する。

2 校則見直しの手順と組織

